八王子市道路愛称名設定要綱

（目的）
第１条　この要綱は、市民の生活基盤である市道に愛称名を設定することにより、道路の所在が分かりやすく、かつ、市民に親しまれる道路にすることを目的とする。

（対象路線）
第２条　愛称名を設定する対象路線は市の認定道路とし、次の各号のいずれかに該当する路線とする。
(1)　整備済み、あるいは今後供用開始予定の都市計画道路
(2)　交通上重要な幹線道路
(3)　観光や地域の歴史にとって重要な意義がある道路
(4)　前各号に定めるもののほか、特に市長が認める道路

（愛称名の設定）
第３条　道路の愛称名は、町会、自治会及び商店会等（以下「町会等」という。）が、その地区内に存する道路について、愛称名を設定することを希望した要望書を市長に提出し、これを受けて市長が設定手続きを行うものとする。
２　市長は前項の要望書の提出を受けた場合は、次に揚げる基準に従い愛称名を審査し、これを承認する。また承認しないことを決定した時は、その理由を付してこれを町会等に通知する。
(1)　原則として「通り」で終わる名称とすること。
(2)　周辺地域で一般的に用いられている名称を尊重すること。
(3)　文化財、歴史的由来がある地域、著名地点、坂、橋りょう、公共施設などに隣接する場合は、できる限りその名称にちなんだものとすること。
(4)　特定の人物、企業、社寺等の名称は用いないこと（歴史的名称、故人となっている著名な文化人等を除く。）。
(5)　前各号に定めるもののほか、特に市長が愛称名として認めるもの。

（委員会の設置）
第４条　提出された道路愛称名を審査するため、八王子市道路愛称名検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）
第５条　委員会は、別表第１に掲げる職にあるものをもって構成する。

２　委員会に委員長を置き、道路交通部長をもって充てる。
３　委員会には副委員長を置き、路政課長をもって充てる。
４　委員長は、委員会を招集し、会議を主催する。
５　副委員長は委員長の職務を補佐する。
６　委員長は必要と認めるときは、関係者、学識経験者等の意見を聞き、又は出席を求めることができる。
７　委員会の事務局は、道路交通部路政課に置き、委員会の運営に係る庶務を処理する。

（愛称名の周知）
第６条　設定した道路愛称名は、次の方法により周知する。
(1)　広報「はちおうじ」及び市ホームページへの掲載
(2)　関係機関への通知
(3)　市が刊行する地図、印刷物等への記載
(4)　道路愛称名を表示した案内標識の設置

（委任）
第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

別表第１
　道路交通部長
　道路交通部路政課長
　道路交通部計画課長
　道路交通部管理課長
　都市戦略部広報課長
　市民活動推進部協働推進課長
　産業振興部産業政策課長
　都市計画部都市総務課長
　まちなみ整備部まちなみ景観課長
　学校教育部保健給食課長